

「広幡地域自治町民会議」設立総会



[日 時] 平成29年10月20日（金） 午後7時

[場 所] 広幡公民館 大会議室

広幡地域自治町民会議設立総会 出席者名簿

No.	部会	団体名	氏名	備考
1		学識経験者	服部 常記	
2	①	ロヶ島区	栗田 勉	
3	①	飯ノ木区	西脇 敏廣	
4	①	大跡区	西脇 義孝	
5	①	西岩道区	西脇 一輝	
6	①	岩道区	大橋 時雄	
7	①	緑町区	茶園 稔	
8	①	南岩道区	関口 輝男	
9	①	公民館	近藤 裕子	
10		自治会館	川地 洋子	
11	①	女性の会	田中 とも子	
12	①	女性の会	西脇 智美	
13	②	消防団第3分団	西脇 正也	
14	②	消防団第3分団	近澤 郁弥	
15	②	交通安全協会	西脇 武敏	
16	②	商工会	瀬戸口 彰	
17	③	農業委員会	若山 勝行	
18	③	農事改良組合	陸田 敏弘	
19	③	農事改良組合	細川 裕永	
20	③	JA西美濃広幡支店	高木 幸子	
21	④	社会福祉協議会	足立 和正	
22	④	民生児童委員	小川 静雄	
23	④	長寿会	陸田 靖則	
24	④	長寿会	伊藤 清春	
25	④	スポーツ推進員	三谷 敏博	
26	④	体育振興会	西脇 幸輝	
27	④	体育振興会	加藤 憲治	
28	④	食生活改善推進協議会	吹原 ちず子	
29	⑤	子供会育成会	斉藤 潔	
30	⑤	小学校	堀田 一浩	
31	⑤	小学校	河瀬 真由美	
32	⑤	小学校PTA	田中 成典	
33	⑤	小学校PTA	近澤 貴幸	
34	⑤	こども園	川地 京子	
35	⑤	こども園	千種 純子	
36	⑤	社会教育委員	陸田 孝幸	
37	⑤	「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」 町民会議推進員	亀山 光明	

広幡地域自治町民会議設立総会 次第

日 時：平成 29 年 10 月 20 日(金)

午後 7 時～

場 所：広幡公民館

町民憲章朗唱

1. 開 会
2. 設立準備委員会委員長 挨拶
3. 議長選出
4. 議事録署名者指名
5. 経過報告
6. 議 事
 - 第 1 号議案 広幡地域自治町民会議規約（案）について
 - 第 2 号議案 広幡地域自治町民会議役員（案）について
 - 第 3 号議案 平成 2 9 年度事業計画（案）について
 - 第 4 号議案 平成 2 9 年度収支予算（案）について
7. 新会長 挨拶
8. 来賓 挨拶
9. 閉 会

「広幡地域自治町民会議」設立に伴う経過報告

年月日	団体	内容
平成28年1月15日	区長会	設立準備委員会の設置について協議
2月17日	区長会	設立準備委員会の委員及び組織構成について協議
2月27日	区長会	研修会(役場 企画政策課より説明)
3月24日	区長会	設立準備委員会の委員及び組織構成について協議
4月1日	区長会	設立準備委員会の委員選出
5月10日	準備委員会	研修会(役場 企画政策課より説明) 設立準備委員会の各部長選出
6月30日	準備委員会	研修会(役場 企画政策課より説明) 設立準備委員会の委員承認及び活動計画について協議
8月29日	準備委員会	研修会(役場 企画政策課より説明)
10月28日	準備委員会	第1回アンケートについて
11月1日	準備委員会	第1回アンケート実施 (広報配布と共に全戸へ依頼、11月20日提出期限)
11月29日～12月14日	準備委員会	第1回アンケート集計
12月22日	準備委員会	第1回アンケート結果報告
平成29年2月6日	準備委員会	アンケート結果報告及び今後の進め方について協議
2月21日	準備委員会	第2回アンケートについて
3月1日	準備委員会	第1回アンケート結果報告(簡易版)を全戸へ回覧
3月6日	準備委員会	先進地視察(中津川市落合まちづくり推進協議会)
3月16日	準備委員会	第2回アンケート原案の修正
4月1日	準備委員会	第2回アンケート実施 (広報配布と共に全戸へ依頼、4月15日提出期限)
4月19日	準備委員会	第2回アンケート集計
5月12日	準備委員会	第2回アンケート結果報告
6月10日	準備委員会	自治町民会議の組織及び役員について協議
6月29日	準備委員会	自治町民会議の規約等について(役場 企画政策課より説明)
7月25日	準備委員会	自治町民会議の規約・会計規定等について (役場 企画政策課より説明)
8月24日	準備委員会	自治町民会議の規約及び今後のスケジュール等について (役場 企画政策課及び地域問題研究所 田辺氏より説明)
9月21日	準備委員会	自治町民会議の規約及び今後のスケジュール等について (役場 企画政策課及び地域問題研究所 田辺氏より説明)
10月5日	準備委員会	自治町民会議設立総会の開催日等について協議の上決定
10月20日		「広幡地域自治町民会議」設立総会

Table 1. Summary of the data

Year	Number of cases	Number of deaths
1990	100	5
1991	120	6
1992	150	8
1993	180	10
1994	200	12
1995	220	14
1996	250	16
1997	280	18
1998	300	20
1999	320	22
2000	350	25
2001	380	28
2002	400	30
2003	420	32
2004	450	35
2005	480	38
2006	500	40
2007	520	42
2008	550	45
2009	580	48
2010	600	50
2011	620	52
2012	650	55
2013	680	58
2014	700	60
2015	720	62
2016	750	65
2017	780	68
2018	800	70
2019	820	72
2020	850	75
2021	880	78
2022	900	80
2023	920	82
2024	950	85
2025	980	88
2026	1000	90
2027	1020	92
2028	1050	95
2029	1080	98
2030	1100	100

広幡地域自治町民会議規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、広幡地域自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い広幡地域を形成していくとともに、広幡地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(事務局)

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町口ヶ島 19 番地 1（広幡自治会館内）

(活動の範囲)

第4条 自治町民会議の活動範囲は、広幡地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

(構成)

第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

- (1) 広幡地域内に在住及び在勤する者
- (2) 広幡地域内の各区
- (3) 広幡地域内で活動する団体
- (4) 広幡地域に所在する事業所
- (5) その他、会長が必要と認める者

(事業)

第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 養老町あるいは広幡地域各区との協働事業の実施
- (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 運営委員会
- (4) 専門部会

2 理事、運営委員及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。

(役員)

第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 専門部会長 | 5名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。
- 3 監事は、理事会において推薦し、総会において決定する。
- 4 監事は、議決権を持たないが、運営委員会及び総会に出席して意見を述べるることができる。

(役員の仕事)

第9条 自治町民会議の役員の職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(顧問の設置)

第11条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。

(会議)

第12条 自治町民会議の会議は、総会、理事会、運営委員会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

- 2 会議は、原則として公開とする。
- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、運営委員及び専門委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は運営委員会の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。

- (1) 地域まちづくり計画に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
- (4) その他、重要事項に関すること。

(理事会)

第15条 理事会は、役員及び理事で構成する。

- 2 理事会は、総会、運営委員会、専門部会に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。
- 3 理事会は、運営委員会及び専門部会から提出された案件について審議する。
- 4 理事会は、緊急を要する事項に限り運営委員会に諮り、合意を得て執行することができる。
- 5 理事会は、会長が招集する。
- 6 理事会の議長は、会長とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、運営委員で構成し、理事会より提示された内容について審議する。

- 2 運営委員会は、専門部会に付託する内容について検討するとともに、専門部会から提出された案件について審議する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第17条 専門部会（以下「部会」という。）は、運営委員及び専門委員で構成し、総会及び理事会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の部会を置く。

- (1) 総務部会
 - (2) 安心・安全・商工部会
 - (3) 環境・美化部会
 - (4) 健康・福祉部会
 - (5) 文化・教育部会
- 2 部会は、部会長が招集する。
 - 3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。
 - 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 6 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会計)

第 18 条 自治町民会議の運営等に要する経費は、会費、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、理事会で決定し、総会で承認を得た額とする。

3 自治町民会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(会計監査)

第 19 条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第 20 条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置き、理事会の承認を経て、会長が任命する。

3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。

4 事務局長は、会務及び会計を総理する。

5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第 21 条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第 22 条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(委任)

第 23 条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

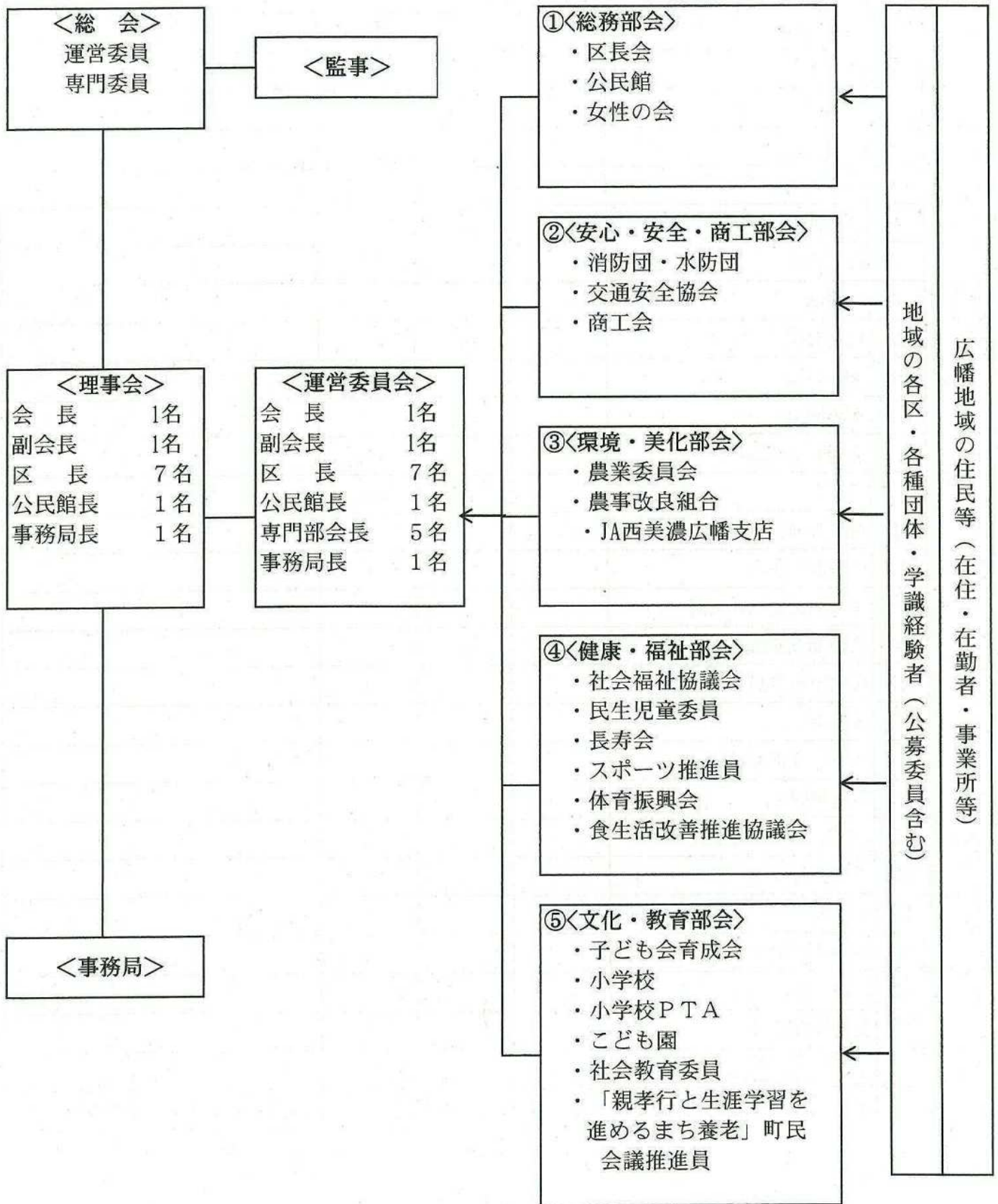
2 自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第 18 条第 3 項の規定に関わらず、総会で設立議決のあった日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

3 自治町民会議の設立初年度の役員及び副部会長の任期は、第 10 条第 1 項及び第 17 条第 6 項の規定に関わらず、総会で設立議決のあった日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

別表（第7条関係）

No.	団体名	選出人数			備考
		理事	運営委員	専門委員	
1	口ヶ島区	1			
2	飯ノ木区	1			
3	大跡区	1			
4	西岩道区	1			
5	岩道区	1			
6	緑町区	1			
7	南岩道区	1			
8	公民館	1			
9	自治会館		1		
10	女性の会		1	1	
12	消防団第3分団		1	1	
14	交通安全協会			1	
15	商工会			1	
16	農業委員会		1		
17	農事改良組合			2	
19	J A 西美濃広幡支店			1	
20	社会福祉協議会		1		
21	民生児童委員			1	
22	長寿会			2	
24	スポーツ推進員			1	
25	体育振興会			2	
27	食生活改善推進協議会			1	
28	子供会育成会		1		
29	小学校			2	
31	小学校PTA			2	
33	こども園			2	
35	社会教育委員			1	
36	「親孝行と生涯学習を進めるまち 養老」町民会議推進員			1	
37	学識経験者（公募委員含む）	若干名			理事会において承認を受けた者

広幡地域自治町民会議組織図



第2号議案

広幡地域自治町民会議役員（案）

役職名	氏名	団体名	備考
会長	服部 常記	学識経験者	
副会長	大橋 時雄	区長会	
専門部会長	総務部会長	田中 とも子	女性の会
	安心・安全・商工部会長	西脇 正也	消防団第3分団
	環境・美化部会長	若山 勝行	農業委員会
	健康・福祉部会長	足立 和正	社会福祉協議会
	文化・教育部会長	斉藤 潔	子供会育成会
事務局長	西脇 敏廣	区長会	
監事	小川 静雄	民生児童委員	
	亀山 光明	「親孝行と生涯学習を進める まち養老」町民会議推進委員	

第3号議案

平成29年度 事業計画 (案)

時期	内 容	
	総会・理事会・運営委員会	専門部会
10月	○設立総会	
11月	○理事会	●専門部会
	・先進地視察について	・地域の魅力・課題について
12月	○運営委員会	●専門部会
	・先進地視察について	・主要課題ごとの今までの取り組みについて
1月	○理事会	●専門部会
	・来年度事業計画について	・今までの取り組みの改善点について
	・来年度予算について	
2月	○理事会・運営委員会	●専門部会
	・来年度事業計画について	・計画の柱と目標について
	・来年度予算について	
	・総会について	
3月	○理事会・運営委員会	●先進地視察
	・総会について	●専門部会
		・目標ごとの取り組み内容について

第4号議案

平成29年度 収支予算(案)

収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
交付金	263,000	0	263,000	設立交付金 100,000円
				地域まちづくり計画策定事業費 113,000円
				事務局運営費 50,000円
雑収入	1,000	0	1,000	預金利息等
合 計	264,000	0	264,000	

支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要				
総務部会費	6,000	0	6,000	先進地視察時手土産代 @3,000円×2ヶ所				
				消耗品費	30,000	0	30,000	
				食料費	65,000	0	65,000	部会用お茶代 @110円×42人×5回
								運営委員会用お茶代 @110円×16人×3回
								理事会用お茶代 @110円×11人×4回
								先進地視察時昼食代 @800円×37人
								先進地視察時お茶代 @110円×37人
				通信運搬費	23,000	0	23,000	部会案内文書郵送料 @82円×42人×5回
								運営委員会案内文書郵送料 @82円×16人×3回
								理事会案内文書郵送料 @82円×11人×4回
使用料及び賃借料	135,000	0	135,000	先進地視察時高速道路通行料 @5,000円				
				先進地視察時バス使用料 @130,000円				
予備費	5,000	0	5,000					
合 計	264,000	0	264,000					

養老町民憲章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、清らかな水に恵まれた歴史の町です。

わたしたちの、この美しいふるさとは、先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、力をあわせて未来につづく明るい町をつくります。

1. おはよう こんにちは と元気な声がわく町に
しましよ
1. 美しい自然の中で 力いっぱい働ける町に
しましよ
1. おとしよりが 豊かにくらせる町にしましよ